

金融商品取引法施行令及び投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令新旧対照条文

目次

本則

- 一 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）  
二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）

一 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）

改 正 案

目次

- 第一章～第六章の二 （略）  
第七章 雜則（第三十四条～第三十七条の二）  
第八章 権限の委任（第三十七条の二～第四十四条の五）  
第九章 （略）  
附則

現 行

目次

- 第一章～第六章の二 （略）  
第七章 雜則（第三十四条～第三十七条）  
第八章 権限の委任（第三十七条の二～第四十四条の五）  
第九章 （略）  
附則

（差金決済の原因となる行為）

第一条の十六 法第二条第二十二項第一号に規定する政令で定める行為は、金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで、将来の一定の時期において金融商品（同条第二十四項第三号の二及び第五号に掲げるものを除く。）及びその対価の授受を約する売買に関し、当該売買の当事者がその売買契約を解除する行為とする。

（差金決済の原因となる行為）

第一条の十六 法第二条第二十二項第一号に規定する政令で定める行為は、金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで、将来の一定の時期において金融商品（同条第二十四項第五号に掲げるものを除く。）及びその対価の授受を約する売買に関し、当該売買の当事者がその売買契約を解除する行為とする。

（商品）

第一条の十七の二 法第二条第二十四項第三号の二に規定する政令で

定めるものは、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）

）第二条第一項に規定する商品（法令の規定に基づく当該商品の価格の安定に関する措置であつて、当該商品の需給の均衡を図るため

（新設）

に必要な施策が講ぜられているものを除く。）のうち、当該商品の売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用を業として行つてゐる者の取引の状況その他の当該商品に係る経済活動の状況に照らし十分な取引量が見込まれることその他の当該商品の価格形成及び需給に関する事情を勘案し、取引所金融商品市場において当該商品に係る市場デリバティブ取引が行われることにより当該商品の公正な価格形成を図ることができ、かつ、投資者が当該商品の価格の変動に伴い生ずるおそれのある損失を減少させることができることとなることその他の効果があることによつて取引所金融商品市場において当該商品に係る市場デリバティブ取引が行われることが国民経済の健全な発展に資すると認められるものとして金融庁長官が商品市場所管大臣（法第百九十四条の六の二に規定する商品市場所管大臣をいう。）と協議して指定するものとする。

（株式会社金融商品取引所に関する規制と同等の水準にあると認められる規制を受ける者）

第一条の二十 法第二条第三十八項に規定する政令で定める者は、商品先物取引法第二条第六項に規定する株式会社商品取引所とする。

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第十五条の二十三 金融商品取引業者等は、法第三十四条の二第十二条（法第三十四条の三第三項（法第三十四条の四第六項において準

（株式会社金融商品取引所に関する規制と同等の水準にあると認められる規制を受ける者）

第一条の二十 法第二条第三十八項に規定する政令で定める者は、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第六項に規定する株式会社商品取引所とする。

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第十五条の二十三 金融商品取引業者等は、法第三十四条の二第十二条（法第三十四条の三第三項（法第三十四条の四第六項において準

用する場合を含む。）及び第四十三条の四第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、法第三十四条の二第十一項の規定による書面による同意に代えて同条第十二項に規定する内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に對し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 (略)

（最終指定親会社の経営の健全性の状況を記載した書面の届出等に係る経過期間）

第十七条の二の十一 (略)

2 (略)

3 法第五十七条の十七第三項に規定する四半期の末日から起算して政令で定める期間は、四月とする。ただし、外国会社である最終指定親会社が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、四半期の末日から起算して四月を経過した日から同項の書面を備え置き、公衆の縦覧に供することができないと認められる場合は、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

（顧客資産から除かれる取引）

用する場合を含む。）及び第四十三条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、法第三十四条の二第十一項の規定による書面による同意に代えて同条第十二項に規定する内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に對し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 (略)

（最終指定親会社の経営の健全性の状況を記載した書面の届出等に係る経過期間）

第十七条の二の十一 (略)

2 (略)

3 法第五十七条の十七第三項に規定する四半期の末日から起算して政令で定める期間は、二月とする。ただし、外国会社である最終指定親会社が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、四半期の末日から起算して二月を経過した日から同項の書面を備え置き、公衆の縦覧に供することができないと認められる場合は、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

（顧客資産から除かれる取引）

第十八条の六 法第七十九条の二十第三項第三号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一～三 （略）

（付随する業務等に関する顧客資産）

第十八条の七 法第七十九条の二十第三項第七号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第二条第八項第十六号及び第十七号に掲げる行為に係る業務（有価証券関連業に係るものに限る。）並びに法第三十五条第一項の規定により行う業務であつて金融庁長官及び財務大臣が指定する業務（有価証券関連業に係るものに限る。）に関し、一般顧客の計算に属する金銭若しくは有価証券又は金融商品取引業者（法第七十九条の二十第一項に規定する金融商品取引業者をいう。以下この条において同じ。）が一般顧客から預託を受けた金銭若しくは有価証券（法第七十九条の二十第三項第一号に規定する金銭又は有価証券、同項第三号に規定する金銭、同項第五号に規定する有価証券及び契約により金融商品取引業者が消費できる有価証券を除く。）

第十八条の七 法第七十九条の二十第三項第四号に規定する政令で定めるものは、法第二条第八項第十六号及び第十七号に掲げる行為に係る業務（有価証券関連業に係るものに限る。）並びに法第三十五条第一項の規定により行う業務であつて金融庁長官及び財務大臣が指定する業務に關し、一般顧客の計算に属する金銭若しくは有価証券又は一般顧客から預託を受けた金銭若しくは有価証券（これらの有価証券にあつては、契約により金融商品取引業者が消費できるものを除く。）とする。

第十八条の六 法第七十九条の二十第三項第二号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一～三 （略）

（付隨する業務等に関する顧客資産）

第十八条の七 法第七十九条の二十第三項第七号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

二 法第二条第八項第十六号に掲げる行為に係る業務（商品デリバティブ取引関連業務（法第七十九条の二十第一項に規定する商品デリバティブ取引関連業務をいう。以下この号において同じ。）に係るものに限る。次号において同じ。）並びに法第三十五条第一項の規定により行う業務であつて金融庁長官及び財務大臣が指

定する業務（商品デリバティブ取引関連業務に係るものに限る。）

次号において同じ。）に關し、一般顧客の計算に属する金銭若しくは有価証券又は金融商品取引業者が一般顧客から預託を受けた金銭若しくは有価証券（法第七十九条の二十第三項第二号に規定する金銭又は有価証券、同項第四号に規定する金銭、同項第六号に規定する有価証券及び契約により金融商品取引業者が消費できる有価証券を除く。）

三 法第二条第八項第十六号に掲げる行為に係る業務並びに法第三十五条第一項の規定により行う業務であつて金融庁長官及び財務大臣が指定する業務に關し、一般顧客の計算に属する商品（法第二条第二十四項第三号の二に規定する商品をいう。以下同じ。）  
寄託された商品に關して発行された証券又は証書を含む。以下この号において同じ。）又は金融商品取引業者が一般顧客から預託を受けた商品（法第七十九条の二十第三項第二号に掲げるもの、同項第六号に規定する商品及び契約により金融商品取引業者が消費できる商品を除く。）

（弁済が困難な場合として認められる場合）

第十八条の十 一般顧客が認定金融商品取引業者（法第七十九条の五十五第二項に規定する認定金融商品取引業者をいう。以下同じ。）に対して有する債権（当該一般顧客の顧客資産（法第七十九条の二十三項に規定する顧客資産をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）について、基金が当該認定金融商品取引業者による円滑な弁

（弁済が困難な場合として認められる場合）

第十八条の十 一般顧客が認定金融商品取引業者（法第七十九条の五十五第二項に規定する認定金融商品取引業者をいう。以下同じ。）に対して有する債権（当該一般顧客の顧客資産（法第七十九条の二十三項に規定する顧客資産をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）について、基金が当該認定金融商品取引業者による円滑な弁

済が困難であると認める場合は、当該認定金融商品取引業者の財産の状況並びに法第四十三条の二第一項及び第二項並びに第四十三条の二の二の規定による管理の状況に照らして、当該債権につき完全な弁済ができないと認められる場合又は当該債権の弁済に著しく日数を要すると認められる場合とする。

(金融商品取引清算機関の最低資本金の額)

第十九条の四の二 法第一百五十六条の五の二に規定する政令で定める金額は、十億円とする。ただし、法第二条第八項第一号に規定する商品関連市場デリバティブ取引のみについて金融商品債務引受業を行いう金融商品取引清算機関（金融商品取引清算機関が金融商品取引所である場合を除く。次条第一項第一号において同じ。）にあつては、五億円とする。

(特別の関係にある者)

第十九条の四の三 法第一百五十六条の五の三第二項第二号に規定する政令で定める特別の関係にある者は、次に掲げる関係にある者とする。

一 共同で金融商品取引清算機関の対象議決権（法第一百五十六条の五の三第一項に規定する対象議決権をいう。以下この号において同じ。）を保有し、又は当該金融商品取引清算機関の対象議決権を行使することを合意している者（以下この条において「共同保有者」という。）の関係

済が困難であると認める場合は、当該認定金融商品取引業者の財産の状況及び法第四十三条の二第一項及び第二項の規定による管理の状況に照らして、当該債権につき完全な弁済ができないと認められる場合又は当該債権の弁済に著しく日数を要すると認められる場合とする。

(金融商品取引清算機関の最低資本金の額)

第十九条の四の二 法第一百五十六条の五の二に規定する政令で定める金額は、十億円とする。

(特別の関係にある者)

第十九条の四の三 法第一百五十六条の五の三第二項第二号に規定する政令で定める特別の関係にある者は、次に掲げる関係にある者とする。

一 共同で金融商品取引清算機関（金融商品取引清算機関が金融商品取引所である場合を除く。以下この号において同じ。）の対象議決権（法第一百五十六条の五の三第一項に規定する対象議決権をいう。以下この号において同じ。）を保有し、又は当該金融商品取引清算機関の対象議決権を行使することを合意している者（以下この条において「共同保有者」という。）の関係

下この条において「共同保有者」という。)の関係

二〇四 (略)

二〇六 (略)

(風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算における有価証券の売付け等)

第三十三条の七 法第百七十三条第二項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 有価証券又は商品の売付け (商品にあつては、市場デリバティ

ブ取引 (法第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。) による売付けに限る。)

二〇四 (略)

四の二 法第二条第二十一項第四号の二に掲げる取引 (違反行為に

係る金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引に係るものであつて、当該取引において当該金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。)

五 (略)

六 外国市場デリバティブ取引 (第二号から第四号まで又は前号に掲げる取引に類似するものに限る。)

七〇十 (略)

(風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算における有価証券の買付

(風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算における有価証券の売付け等)

第三十三条の七 法第百七十三条第二項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 有価証券の売付け

二〇四 (略)  
(新設)

五 (略)

六 外国市場デリバティブ取引 (第二号から前号までに掲げる取引に類似するものに限る。)

七〇十 (略)

(風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算における有価証券の買付

け等)

第三十三条の八 法第百七十三条第三項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

- 一 有価証券又は商品の買付け（商品にあつては、市場デリバティブ取引（法第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）による買付けに限る。）

二～四 （略）

四の二 法第二条第二十一項第四号の二に掲げる取引（違反行為に

係る金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引に係るものであつて、当該取引において当該金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）

五 （略）

六 外国市場デリバティブ取引（第二号から第四号まで又は前号に

掲げる取引に類似するものに限る。）

七～十 （略）

（風説の流布等をした者に対する課徴金につき自己の計算において有価証券の売付け等をしたものとみなす場合）

第三十三条の八の二 法第百七十三条第六項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 違反者が違反行為の開始時に自己又は法第百七十三条第五項各号に掲げる者（以下この条及び次条において「特定関係者」とい

け等)

第三十三条の八 法第百七十三条第三項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

- 一 有価証券の買付け

二～四 （略）  
(新設)

五 （略）

六 外国市場デリバティブ取引（第二号から前号までに掲げる取引に類似するものに限る。）

七～十 （略）

（風説の流布等をした者に対する課徴金につき自己の計算において有価証券の売付け等をしたものとみなす場合）

第三十三条の八の二 法第百七十三条第六項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 違反者が違反行為の開始時に自己又は法第百七十三条第五項各号に掲げる者（以下この条及び次条において「特定関係者」とい

う。）の計算において、当該違反行為に係る有価証券を有しないで若しくは借り入れて当該有価証券の売付けをしている場合又は当該違反行為に係る商品を有しないで当該商品の売付け（市場デリバティブ取引（法第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）による売付けに限る。）をしている場合（これらの場合において、当該特定関係者が当該違反者と同一の違反行為をしたときには、当該特定関係者が自己の計算においてこれらの売付けをしている場合を除く。）

## 二 （略）

（風説の流布等をした者に対する課徴金につき自己の計算において有価証券の買付け等をしたものとみなす場合）

第三十三条の八の三 法第百七十三条第七項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 違反者又は特定関係者（当該違反者と同一の違反行為をした者を除く。）が違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券又は商品を所有している場合

二 違反者が違反行為の開始時に自己又は特定関係者の計算において当該違反行為に係る商品の買付け（市場デリバティブ取引（法第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）による買付けに限る。）をしている場合（当該特定関係者が当該違反者と同一の違反行為をした場合にあつては、当該特定関係者が自己の計算において当該買付けをしている場合を除く。）

う。）の計算において当該違反行為に係る有価証券を有しないで又は借り入れて当該有価証券の売付けをしている場合（当該特定関係者が当該違反者と同一の違反行為をした場合にあつては、当該特定関係者が自己の計算において当該売付けをしている場合を除く。）

## 二 （略）

（風説の流布等をした者に対する課徴金につき自己の計算において有価証券の買付け等をしたものとみなす場合）

第三十三条の八の三 法第百七十三条第七項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 違反者又は特定関係者（当該違反者と同一の違反行為をした者を除く。）が違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券又は商品を所有している場合

（新設）

三 (略)

(風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算に関する必要な事項)

第三十三条の九 有価証券の売付け等（法第百七十三条第二項に規定する有価証券の売付け等をいう。以下この条において同じ。）又は有価証券の買付け等（法第百七十三条第三項に規定する有価証券の買付け等をいう。以下この条において同じ。）が次の各号に掲げる取引であるときは、当該各号に掲げる取引の価格は、当該各号に定めるものとする。

一〇三 (略)

三の二 法第二条第二十一項第四号の二に掲げる取引 当該取引に

おける変化率の算出に係る約定期間開始時の金融指標

四・五 (略)

2 前項の場合において、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の数量は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一〇三 (略)

三の二 前項第三号の二に掲げる取引 同号に定める金融指標と約

定期間終了時の当該金融指標との差を乗ずることにより授受を約する金銭が算出されるもの

四・五 (略)

3 法第百七十三条第一項の課徴金の計算に関しては、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める価格で反対売買（有価証券の売付

二 (略)

(風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算に関する必要な事項)

第三十三条の九 有価証券の売付け等（法第百七十三条第二項に規定する有価証券の売付け等をいう。以下この条において同じ。）又は有価証券の買付け等（法第百七十三条第三項に規定する有価証券の買付け等をいう。以下この条において同じ。）が次の各号に掲げる取引であるときは、当該各号に掲げる取引の価格は、当該各号に定めるものとする。

一〇三 (略)

(新設)

四・五 (略)

2 前項の場合において、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の数量は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一〇三 (略)

(新設)

四・五 (略)

3 法第百七十三条第一項の課徴金の計算に関しては、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める価格で反対売買（有価証券の売付

け等にあつては有価証券の買付け等をいい、有価証券の買付け等にあつては有価証券の売付け等をいう。次項において同じ。) をしたものとみなす。

一・二 (略)

二の二 法第二条第二十一項第四号の二に掲げる取引について違反行為に係る金融指標の変化率に基づき金銭の授受が行われた場合当該変化率の算出に係る約定期間終了時の金融指標

三・四 (略)

4(6) (略)

(仮装売買等による相場操縦行為に係る課徴金の計算における有価証券の売付け等)

第三十三条の九の二 法第百七十四条第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 有価証券又は商品の売付け (商品にあつては、市場デリバティブル取引 (法第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。) による売付けに限る。)

二・四 (略)

四の二 法第二条第二十一項第四号の二に掲げる取引 (違反行為に

係る金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引に係るものであつて、当該取引において当該金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。)

け等にあつては有価証券の買付け等をいい、有価証券の買付け等にあつては有価証券の売付け等をいう。次項において同じ。) をしたものとみなす。

一・二 (略)  
(新設)

三・四 (略)

4(6) (略)

(仮装売買等による相場操縦行為に係る課徴金の計算における有価証券の売付け等)

第三十三条の九の二 法第百七十四条第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 有価証券の売付け

二・四 (略)

(新設)

五・六 (略)

(仮装売買等による相場操縦行為に係る課徴金の計算における有価証券の買付け等)

第三十三条の九の三 法第百七十四条第三項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 有価証券又は商品の買付け (商品にあつては、市場デリバティブ取引 (法第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。) による買付けに限る。)

二(四) (略)

四の二 法第二条第二十一項第四号の二に掲げる取引 (違反行為に係る金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引に係るものであつて、当該取引において当該金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。)

五・六 (略)

(仮装売買等による相場操縦行為をした者に対する課徴金につき自己の計算において有価証券の売付け等をしたものとみなす場合)

第三十三条の九の四 法第百七十四条第六項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 違反者 (法第百七十四条第一項に規定する違反者をいう。以下この条から第三十三条の九の六までにおいて同じ。) が違反行為

五・六 (略)

(仮装売買等による相場操縦行為に係る課徴金の計算における有価証券の買付け等)

第三十三条の九の三 法第百七十四条第三項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 有価証券の買付け

二(四) (略)

(新設)

(仮装売買等による相場操縦行為をした者に対する課徴金につき自己の計算において有価証券の売付け等をしたものとみなす場合)

第三十三条の九の四 法第百七十四条第六項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 違反者 (法第百七十四条第一項に規定する違反者をいう。以下この条から第三十三条の九の六までにおいて同じ。) が違反行為

の開始時に自己又は法第百七十四条第五項各号に掲げる者（以下この条及び次条において「特定関係者」という。）の計算において、当該違反行為に係る有価証券を有しないで若しくは借り入れて当該有価証券の売付けをしている場合又は当該違反行為に係る商品を有しないで当該商品の売付け（市場デリバティブ取引（法第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）による売付けに限る。）をしている場合（これらの場合において、当該特定関者が当該違反者と同一の違反行為をしたときには、当該特定関係者が自己の計算においてこれらの売付けをしている場合を除く。）

## 二 （略）

（仮装売買等による相場操縦行為をした者に対する課徴金につき自己の計算において有価証券の買付け等をしたものとみなす場合）

第三十三条の九の五 法第百七十四条第七項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 違反者又は特定関係者（当該違反者と同一の違反行為をした者を除く。）が違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券又は商品を所有している場合

二 違反者が違反行為の開始時に自己又は特定関係者の計算において当該違反行為に係る商品の買付け（市場デリバティブ取引（法第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）による買付けに限る。）をしている場合（当該特定関係者が当該違反者と同一の

の開始時に自己又は法第百七十四条第五項各号に掲げる者（以下の条及び次条において「特定関係者」という。）の計算において当該違反行為に係る有価証券を有しないで又は借り入れて当該有価証券の売付けをしている場合（当該特定関係者が当該違反者と同一の違反行為をした場合には、当該特定関係者が自己の計算において当該売付けをしている場合を除く。）

## 二 （略）

（仮装売買等による相場操縦行為をした者に対する課徴金につき自己の計算において有価証券の買付け等をしたものとみなす場合）

第三十三条の九の五 法第百七十四条第七項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 違反者又は特定関係者（当該違反者と同一の違反行為をした者を除く。）が違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券又は商品を所有している場合

（新設）

違反行為をした場合にあつては、当該特定関係者が自己の計算において当該買付けをしている場合を除く。)

三 (略)

(仮装売買等による相場操縦行為に係る課徴金の計算に關し必要な事項)

第三十三条の九の六 有価証券の売付け等（法第百七十四条第二項に規定する有価証券の売付け等をいう。以下この条において同じ。）又は有価証券の買付け等（法第百七十四条第三項に規定する有価証券の買付け等をいう。以下この条において同じ。）が次の各号に掲げる取引であるときは、当該各号に掲げる取引の価格は、当該各号に定めるものとする。

一（略）

三の二 法第二条第二十一項第四号の二に掲げる取引 当該取引に

おける変化率の算出に係る約定期間開始時の金融指標

四・五 (略)

2 前項の場合において、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の数量は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一（略）

三の二 前項第三号の二に掲げる取引 同号に定める金融指標と約

定期間終了時の当該金融指標との差を乗ずることにより授受をする金銭が算出されるもの

二 (略)

(仮装売買等による相場操縦行為に係る課徴金の計算に關し必要な事項)

第三十三条の九の六 有価証券の売付け等（法第百七十四条第二項に規定する有価証券の売付け等をいう。以下この条において同じ。）又は有価証券の買付け等（法第百七十四条第三項に規定する有価証券の買付け等をいう。以下この条において同じ。）が次の各号に掲げる取引であるときは、当該各号に掲げる取引の価格は、当該各号に定めるものとする。

一（略）

（新設）

四・五 (略)

2 前項の場合において、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の数量は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一（略）

（新設）

三の二 前項第三号の二に掲げる取引 同号に定める金融指標と約定期間終了時の当該金融指標との差を乗ずることにより授受をする金銭が算出されるもの

四・五 (略)

3 法第百七十四条第一項の課徴金の計算に関する取引には、当該各号に定める価格で反対売買（有価証券の売付け等にあつては有価証券の買付け等をいい、有価証券の買付け等にあつては有価証券の売付け等をいう。次項において同じ。）をしたものとみなす。

一・二 (略)

二の二 法第二条第二十一項第四号の二に掲げる取引について違反行為に係る金融指標の変化率に基づき金銭の授受が行われた場合 当該変化率の算出に係る約定期間終了時の金融指標

三・四 (略)

4 (6) (略)

(現実売買等による相場操縦行為に係る課徴金の計算における有価証券の売付け等)

第三十三条の十 法第百七十四条の二第二項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 有価証券又は商品の売付け（商品にあつては、市場デリバティブ取引（法第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）による売付けに限る。）

二・四 (略)

四の二 法第二条第二十一項第四号の二に掲げる取引（違反行為に

係る金融指標の約定期間ににおける変化率に基づいて金銭の授

四・五 (略)

3 法第百七十四条第一項の課徴金の計算に関する取引には、当該各号に定める価格で反対売買（有価証券の売付け等にあつては有価証券の買付け等をいい、有価証券の買付け等にあつては有価証券の売付け等をいう。次項において同じ。）をしたものとみなす。

一・二 (略)

(新設)

三・四 (略)

4 (6) (略)

(現実売買等による相場操縦行為に係る課徴金の計算における有価証券の売付け等)

第三十三条の十 法第百七十四条の二第二項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 有価証券の売付け

二・四 (略)

(新設)

受を約する取引に係るものであつて、当該取引において当該金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。)

#### 五・六 (略)

(現実売買等による相場操縦行為に係る課徴金の計算における有価証券の買付け等)

第三十三条の十一 法第一百七十四条の二第三項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 有価証券又は商品の買付け (商品にあつては、市場デリバティブ取引 (法第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。) による買付けに限る。)

#### 二～四 (略)

四の二 法第二条第二十一項第四号の二に掲げる取引 (違反行為に係る金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引に係るものであつて、当該取引において当該金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。)

#### 五・六 (略)

(現実売買等による相場操縦行為をした者に対する課徴金につき自己の計算において有価証券の売付け等をしたものとみなす場合)

第三十三条の十二 法第一百七十四条の二第七項に規定する政令で定め

#### 五・六 (略)

(現実売買等による相場操縦行為をした者に対する課徴金につき自己の計算において有価証券の買付け等をしたものとみなす場合)

第三十三条の十一 法第一百七十四条の二第三項に規定する政令で定め

#### 二～四 (略) (新設)

五・六 (略)

(現実売買等による相場操縦行為をした者に対する課徴金につき自己の計算において有価証券の売付け等をしたものとみなす場合)

第三十三条の十二 法第一百七十四条の二第七項に規定する政令で定め

る場合は、次に掲げる場合とする。

一 違反者（法第百七十四条の二第一項に規定する違反者をいう。）

以下この条から第三十三条の十四までにおいて同じ。）が違反行為の開始時に自己又は法第百七十四条の二第六項各号に掲げる者

（以下この条及び次条において「特定関係者」という。）の計算において、当該違反行為に係る有価証券を有しないで若しくは借り入れて当該有価証券の売付けをしている場合又は当該違反行為に係る商品を有しないで当該商品の売付け（市場デリバティブ取引（法第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）による売付けに限る。）をしている場合（これらの場合において、当該特定関係者が当該違反者と同一の違反行為をしたときにつきは、当該特定関係者が自己の計算においてこれらの売付けをしている場合を除く。）

## 二 （略）

（現実売買等による相場操縦行為をした者に対する課徴金につき自己の計算において有価証券の買付け等をしたものとみなす場合）

第三十三条の十三 法第百七十四条の二第八項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 違反者又は特定関係者（当該違反者と同一の違反行為をした者を除く。）が違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券又は商品を所有している場合

二 違反者が違反行為の開始時に自己又は特定関係者の計算におい

る場合は、次に掲げる場合とする。

一 違反者（法第百七十四条の二第一項に規定する違反者をいう。）

以下この条から第三十三条の十四までにおいて同じ。）が違反行為の開始時に自己又は法第百七十四条の二第六項各号に掲げる者

（以下この条及び次条において「特定関係者」という。）の計算において当該違反行為に係る有価証券を有しないで又は借り入れて当該有価証券の売付けをしている場合（当該特定関係者が当該違反者と同一の違反行為をした場合にあつては、当該特定関係者が自己の計算において当該売付けをしている場合を除く。）

## 二 （略）

（現実売買等による相場操縦行為をした者に対する課徴金につき自己の計算において有価証券の買付け等をしたものとみなす場合）

第三十三条の十三 法第百七十四条の二第八項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 違反者又は特定関係者（当該違反者と同一の違反行為をした者を除く。）が違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券又は商品を所有している場合

（新設）

て当該違反行為に係る商品の買付け（市場デリバティブ取引（法第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）による買付けに限る。）をしている場合（当該特定関係者が当該違反者と同一の違反行為をした場合にあつては、当該特定関係者が自己の計算において当該買付けをしている場合を除く。）

三 (略)

(現実売買等による相場操縦行為に係る課徴金の計算に関し必要な事項)

第三十三条の十四 有価証券の売付け等（法第二百七十四条の二第二項に規定する有価証券の売付け等をいう。以下この条において同じ。）又は有価証券の買付け等（法第二百七十四条の二第三項に規定する有価証券の買付け等をいう。以下この条において同じ。）が次の各号に掲げる取引であるときは、当該各号に掲げる取引の価格は、当該各号に定めるものとする。

一～三 (略)

三の二 法第二条第二十一項第四号の二に掲げる取引 当該取引における変化率の算出に係る約定期間開始時の金融指標

四・五 (略)

2 前項の場合において、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の数量は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一～三 (略)

(現実売買等による相場操縦行為に係る課徴金の計算に関し必要な事項)

第三十三条の十四 有価証券の売付け等（法第二百七十四条の二第二項に規定する有価証券の売付け等をいう。以下この条において同じ。）又は有価証券の買付け等（法第二百七十四条の二第三項に規定する有価証券の買付け等をいう。以下この条において同じ。）が次の各号に掲げる取引であるときは、当該各号に掲げる取引の価格は、当該各号に定めるものとする。

一～三 (略)

(新設)

2 前項の場合において、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の数量は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一～三 (略)

三の二 前項第三号の二に掲げる取引 同号に定める金融指標と約

定期間終了時の当該金融指標との差を乗ずることにより授受を約する金銭が算出されるもの

四・五 (略)

3 法第百七十四条の二第一項の課徴金の計算に関しては、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める価格で反対売買（有価証券の売付け等にあつては有価証券の買付け等をいい、有価証券の買付け等にあつては有価証券の売付け等をいう。次項において同じ。）をしたものとみなす。

一・二 (略)

二の二 法第二条第二十一項第四号の二に掲げる取引について違反行為に係る金融指標の変化率に基づき金銭の授受が行われた場合

当該変税率の算出に係る約定期間終了時の金融指標

三・四 (略)

4 (7) (略)

(安定操作取引等に係る課徴金の計算における有価証券の売付け等 )

第三十三条の十四の二 法第百七十四条の三第二項に規定する政令で

定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 有価証券又は商品の売付け（商品にあつては、市場デリバティブ取引（法第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）による売付けに限る。）

(新設)

四・五 (略)

(新設)

三・四 (略)

4 (7) (略)

(安定操作取引等に係る課徴金の計算における有価証券の売付け等 )

第三十三条の十四の二 法第百七十四条の三第二項に規定する政令で

定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 有価証券の売付け

3 法第百七十四条の二第一項の課徴金の計算に関しては、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める価格で反対売買（有価証券の売付け等にあつては有価証券の買付け等をいい、有価証券の買付け等にあつては有価証券の売付け等をいう。次項において同じ。）をしたものとみなす。

一・二 (略)

(新設)

三・四 (略)

4 (7) (略)

(安定操作取引等に係る課徴金の計算における有価証券の売付け等 )

第三十三条の十四の二 法第百七十四条の三第二項に規定する政令で

定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 有価証券の売付け

二〇四 (略)

四の二 法第二条第二十一項第四号の二に掲げる取引（違反行為に係る金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引に係るものであつて、当該取引において当該金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

五・六 (略)

二〇四 (略)  
(新設)

(安定操作取引等に係る課徴金の計算における有価証券の買付け等

) 第三十三条の十四の三 法第百七十四条の三第三項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 有価証券又は商品の買付け（商品にあつては、市場デリバティブ取引（法第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）による買付けに限る。）

二〇四 (略)

二〇四

(安定操作取引等に係る課徴金の計算における有価証券の買付け等

) 第三十三条の十四の三 法第百七十四条の三第三項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 有価証券の買付け

二〇四 (略)  
(新設)

二〇四

) 第三十三条の十四の三 法第百七十四条の三第三項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 有価証券又は商品の買付け（商品にあつては、市場デリバティブ取引（法第二条第二十一項第四号の二に掲げる取引（違反行為に係る金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引に係るものであつて、当該取引において当該金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）

五・六 (略)

(売付等数量)

第三十三条の十四の四 法第百七十四条の三第五項に規定する政令で定める取引をしている場合は、違反者（同条第一項に規定する違反者をいう。以下この条から第三十三条の十四の八までにおいて同じ。）が自己又は特定関係者（法第百七十四条の三第七項各号に掲げる者をいう。以下この条から第三十三条の十四の七までにおいて同じ。）の計算において、有価証券を有しないで若しくは借り入れて当該有価証券の売付けをしている場合又は商品を有しないで当該商品の売付け（市場デリバティブ取引（法第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）による売付けに限る。）をしている場合とする。

2・3 (略)

(買付等数量)

第三十三条の十四の五 法第百七十四条の三第六項に規定する政令で定めるものは、違反者が自己又は特定関係者の計算において買付け（市場デリバティブ取引（法第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）による買付けに限る。）をしている商品とする。

2・3 (略)

(売付等数量から除くもの)

第三十三条の十四の六 法第百七十四条の三第八項に規定する政令で定める取引をしている場合は、特定関係者が自己の計算において有

(売付等数量)

第三十三条の十四の四 法第百七十四条の三第五項に規定する政令で定める取引をしている場合は、違反者（同条第一項に規定する違反者をいう。以下この条から第三十三条の十四の八までにおいて同じ。）が自己又は特定関係者（法第百七十四条の三第七項各号に掲げる者をいう。以下この条から第三十三条の十四の七までにおいて同じ。）の計算において有価証券を有しないで又は借り入れて当該有価証券の売付けをしている場合とする。

2・3 (略)

(買付等数量)

第三十三条の十四の五 (新設)

第三十三条の十四の五 (新設)

1・2 (略)

(売付等数量から除くもの)

第三十三条の十四の六 法第百七十四条の三第八項に規定する政令で定める取引をしている場合は、特定関係者が自己の計算において有

有価証券を有しないで若しくは借り入れて当該有価証券の売付けをしている場合又は商品を有しないで当該商品の売付け（市場デリバティブ取引（法第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）による売付けに限る。）をしている場合とする。

2・3 （略）

（買付等数量から除くもの）

第三十三条の十四の七 法第一百七十四条の三第九項に規定する政令で定めるものは、特定関係者が自己の計算において買付け（市場デリバティブ取引（法第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）による買付けに限る。）をしている商品とする。

2・3 （略）

（安定操作取引等に係る課徴金の計算に關し必要な事項）

第三十三条の十四の八 有価証券の売付け等（法第一百七十四条の三第二項に規定する有価証券の売付け等をいう。以下この条において同じ。）又は有価証券の買付け等（法第一百七十四条の三第三項に規定する有価証券の買付け等をいう。以下この条において同じ。）が次の各号に掲げる取引であるときは、当該各号に掲げる取引の価格は、当該各号に定めるものとする。

一～三 （略）

三の二 法第二条第二十一項第四号の二に掲げる取引 当該取引における変化率の算出に係る約定期間開始時の金融指標

有価証券を有しないで又は借り入れて当該有価証券の売付けをする場合とする。

2・3 （略）

（買付等数量から除くもの）

第三十三条の十四の七 （新設）

1・2 （略）

（安定操作取引等に係る課徴金の計算に關し必要な事項）

第三十三条の十四の八 有価証券の売付け等（法第一百七十四条の三第二項に規定する有価証券の売付け等をいう。以下この条において同じ。）又は有価証券の買付け等（法第一百七十四条の三第三項に規定する有価証券の買付け等をいう。以下この条において同じ。）が次の各号に掲げる取引であるときは、当該各号に掲げる取引の価格は、当該各号に定めるものとする。

一～三 （略）

（新設）

四・五 (略)

2 前項の場合において、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の数量は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一・三 (略)

三の二 前項第三号の二に掲げる取引 同号に定める金融指標と約定期間終了時の当該金融指標との差を乗ずることにより授受をする金銭が算出されるもの

四・五 (略)

3 法第百七十四条の三第一項の課徴金の計算に関するては、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める価格で反対売買（有価証券の売付け等にあつては有価証券の買付け等をいい、有価証券の買付け等にあつては有価証券の売付け等をいう。次項において同じ。）をしたものとみなす。

一・二 (略)

二の二 法第二条第二十一項第四号の二に掲げる取引について違反行為に係る金融指標の変化率に基づき金銭の授受が行われた場合

当該変化率の算出に係る約定期間終了時の金融指標

三・四 (略)  
4・6 (略)

(商品市場所管大臣への協議等)

第三十七条の二 法第一百九十四条の六の二第二号ハに規定する政令で

四・五 (略)

2 前項の場合において、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の数量は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一・三 (略)  
(新設)

3 法第百七十四条の三第一項の課徴金の計算に関するては、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める価格で反対売買（有価証券の売付け等にあつては有価証券の買付け等をいい、有価証券の買付け等にあつては有価証券の売付け等をいう。次項において同じ。）をしたものとみなす。

四・五 (略)  
(新設)

3 法第百七十四条の三第一項の課徴金の計算に関するては、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める価格で反対売買（有価証券の売付け等にあつては有価証券の買付け等をいい、有価証券の買付け等にあつては有価証券の売付け等をいう。次項において同じ。）をしたものとみなす。

一・二 (略)

三・四 (略)  
4・6 (略)

(新設)

定める事項は、次に掲げるものとする。

一 取引の開始及び終了

二 相場の変動又は決済を結了していない取引の数量の制限に関する事項

2 法第百九十四条の六の二第二号亦に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 取引の開始及び終了についての業務規程の変更命令

二 相場の変動又は決済の結了していない取引の数量の制限に関する事項についての業務規程又はその細則を委ねた規則の変更命令

## 第八章 権限の委任

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第三十七条の三 法第百九十四条の七第一項に規定する政令で定める

ものは、次に掲げるものとする。

一～十七 (略)

十八 法第百九十四条の六の三第二号及び第四号の規定による通知

(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任)

第三十八条 法第百九十四条の七第二項第一号に規定する政令で定め

る規定は、法第三十条の二第一項（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等（法第三十三条第三項に規定するデリバティ

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第三十七条の二 法第百九十四条の七第一項に規定する政令で定める

ものは、次に掲げるものとする。

一～十七 (略)

十八 法第百九十四条の六の二第一号及び第三号の規定による通知

(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任)

第三十八条 法第百九十四条の七第二項第一号に規定する政令で定め

る規定は、法第三十条の二第一項（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等（法第三十三条第三項に規定するデリバティ

ブ取引等をいう。以下この条及び第四十五条において同じ。）の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）

、第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条から第三十九条まで、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第四十一条の二、第四十二条の四から第四十条の六まで、第四十二条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第五十六条の四第一項（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第一百三十三条第一項、第一百五十七条から第一百五十九条まで、第一百六十二条及び第一百六十三条から第一百七十一条までの規定並びに法第一百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第一百六十二条の二の規定に基づく内閣府令の規定とする。

## 2(4) (略)

5 法第一百九十四条の七第二項第四号に規定する政令で定める業務は、協会員又は当該協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第六十七条の八第一項第十四号に規定する調査に係る業務及び協会員又は当該協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の次に掲げる行為に関する法第六十八条の二の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第

ブ取引等をいう。以下この条及び第四十五条において同じ。）の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）

、第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条から第三十九条まで、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第四十一条の二、第四十二条の四、第四十条の五、第四十二条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第五十六条の四第一項（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第一百三十三条第一項、第一百五十七条から第一百五十九条まで、第一百六十二条及び第一百六十三条から第一百七十一条までの規定並びに法第一百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第一百六十二条の二の規定に基づく内閣府令の規定とする。

## 2(4) (略)

5 法第一百九十四条の七第二項第四号に規定する政令で定める業務は、協会員又は当該協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第六十七条の八第一項第十四号に規定する調査に係る業務及び協会員又は当該協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の次に掲げる行為に関する法第六十八条の二の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第

三十八条、第三十八条の二若しくは第三十九条（これらの規定を法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限り、法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条の二、第四十条の四から第四十条の六まで、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第六十六条の十、第六十六条の十一（金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限り。）、第六十六条の十二、第六十六条の十四、第六十六条の十四の二、第一百三十三条第一項、第一百五十七条から第一百五十九条まで、第一百六十二条、第一百六十三条から第一百六十七条まで若しくは第一百六十八条から第一百七十二条までの規定又は法第一百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第一百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二・三 （略）

6 法第一百九十四条の七第二項第五号に規定する政令で定める業務は、会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第七十八条第二項第三号に規定する調査に係る業務及び会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の次に掲げる行為に関する法第七十九条の二の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

三十八条、第三十八条の二若しくは第三十九条（これらの規定を法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限り、法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条の二、第四十条の四、第四十条の五、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第六十六条の十、第六十六条の十一（金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限り。）、第六十六条の十二、第六十六条の十四、第六十六条の十四の二、第一百三十三条第一項、第一百五十七条から第一百五十九条まで、第一百六十二条、第一百六十三条から第一百六十七条まで若しくは第一百六十八条から第一百七十二条までの規定又は法第一百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第一百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二・三 （略）

一 法第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第

三十八条、第三十八条の二若しくは第三十九条（これらの規定を

法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条

（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリ

バティブ取引等の公正を確保するためのものに限り、法第六十六

条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条の二、第四

十条の四から第四十条の六まで、第四十一条の二、第四十二条の

二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第六

十条の十、第六十六条の十一（金融商品仲介行為の公正を確保

するためのものに限り、第六十六条の十二、第六十六条の十

四、第六十六条の十四の二、第一百三十三条第一項、第一百五十七条

から第一百五十九条まで、第一百六十二条、第一百六十三条から第百六

十七条まで若しくは第一百六十八条から第一百七十一条までの規定又

は法第一百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含

む。）若しくは第一百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反

する行為

### 二・三 （略）

7 法第一百九十四条の七第二項第六号に規定する政令で定める業務は、会員等の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十四条第二項第二号に掲げる業務及び会員等の次に掲げる行為に関する法第八十七条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第

一 法第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第

三十八条、第三十八条の二若しくは第三十九条（これらの規定を

法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条

（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリ

バティブ取引等の公正を確保するためのものに限り、法第六十六

条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条の二、第四

十条の四、第四十条の五、第四十一条の二、第四十二条の二、第四

十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第六十六条

の十、第六十六条の十一（金融商品仲介行為の公正を確保するた

めのものに限り、第六十六条の十二、第六十六条の十四、第六

十六条の十四の二、第一百三十三条第一項、第一百五十七条から第

百五十九条まで、第一百六十二条、第一百六十三条から第百六十七条

まで若しくは第一百六十八条から第一百七十一条までの規定又は法第

百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）

若しくは第一百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行

### 二・三 （略）

7 法第一百九十四条の七第二項第六号に規定する政令で定める業務は、会員等の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十四条第二項第二号に掲げる業務及び会員等の次に掲げる行為に関する法第八十七条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第

三十八条から第三十九条まで、第四十条（同条第二号にあつては、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第四十条の二、第四十条の四から第四十条の六まで、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第一百三十三条第一項、第一百五十七条から第百五十九条まで、第一百六十二条、第一百六十三条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七一条までの規定又は法第一百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項若しくは第一百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二・三　（略）

8・9　（略）

（金融商品取引所に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条の四　（略）

2　（略）

3　前項に規定する権限で金融商品取引所の本店若しくは主たる事務所以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該金融商品取引所の子会社、当該金融商品取引所の商品取引参加者（法第一百五十一条に規定する商品取引参加者をいう。第四十四条第十三項において同じ。）、当該金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者又は当該金融商品取引所から業務の委託を受けた者（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、同項に規定して「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定す

三十八条から第三十九条まで、第四十条（同条第二号にあつては、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第四十条の二、第四十条の四、第四十条の五、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第一百三十三条第一項、第一百五十七条から第百五十九条まで、第一百六十二条、第一百六十三条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七一条までの規定又は法第一百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項若しくは第一百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二・三　（略）

8・9　（略）

（金融商品取引所に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条の四　（略）

2　（略）

3　前項に規定する権限で金融商品取引所の本店若しくは主たる事務所以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該金融商品取引所の子会社、当該金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者又は当該金融商品取引所から業務の委託を受けた者（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地（業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）

る財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地（業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

4  
（略）

（委員会の金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任）

第四十四条  
（略）

2  
（略）

13 第二項に規定する「取引所従属事務所等」とは、金融商品取引所の本店若しくは主たる事務所以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該金融商品取引所の子会社、当該金融商品取引所の商品取引参加者、当該金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者又は当該金融商品取引所から業務の委託を受けた者をいう。

14  
（略）

を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

4  
（略）

（委員会の金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任）

第四十四条  
（略）

2  
（略）

13 第二項に規定する「取引所従属事務所等」とは、金融商品取引所の本店若しくは主たる事務所以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該金融商品取引所の子会社、当該金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者又は当該金融商品取引所から業務の委託を受けた者をいう。

14  
（略）

二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）

改 正 案

現 行

（特定資産の範囲）

第三条 法第二条第一項に規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。

一〇九 （略）

十 商品投資等取引（次のイからニまでに掲げる取引をいう。以下同じ。）に係る権利

イ・ロ （略）

ハ 当事者が元本として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた商品の価格若しくは商品指数（商品先物取引法第二条第二項に規定する商品指数をいう。以下同じ。）の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた商品の価格、商品指数若しくは金融指標（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十五項に規定する金融指標をいう。）の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引（これらの金銭の支払とあわせて当該元本として定めた金額に相当する金銭又は商品を授受することを約するものを含む。）又はこれに類似する取引（デリバティブ取引並びにイ及びロに掲げる取引に該当するものを除く。）

（特定資産の範囲）

第三条 法第二条第一項に規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。

一〇九 （略）

十 商品投資等取引（次のイからニまでに掲げる取引をいう。以下同じ。）に係る権利

イ・ロ （略）

ハ 当事者が元本として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた商品の価格若しくは商品指数（商品先物取引法第二条第二項に規定する商品指数をいう。以下同じ。）の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた商品の価格、商品指数若しくは金融指標（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十五項に規定する金融指標をいう。）の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引（これらの金銭の支払とあわせて当該元本として定めた金額に相当する金銭又は商品を授受することを約するものを含む。）又はこれに類似する取引（イ及びロに掲げる取引に該当するものを除く。）

二 当事者の一方の意思表示により当事者間においてハに掲げる

取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引（デリバティブ取引に該当するものを除く。）

二 当事者の一方の意思表示により当事者間においてハに掲げる

取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十六年三月十一日）から施行する。

### （委託者保護基金に関する経過措置）

第二条 改正法附則第四条第一項前段の場合においては、特定委託者保護基金（改正法附則第四条第一項に規定する特定委託者保護基金をいう。次項において同じ。）の理事長を改正法第二条の規定による改正後の金融商品取引法（以下「新金融商品取引法」という。）第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金であつて新金融商品取引法第七十九条の四十九第四項の規定による定款の定めがあるものとの理事長と、特定委託者保護基金の運営審議会を当該定款の定めがある投資者保護基金の運営審議会とみなして、新金融商品取引法第七十九条の四十五第二項及び第五項の規定を適用する。

2 特定委託者保護基金についての改正法第四条の規定による改正後の商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号。以下この項において「新商品先物取引法」という。）の規定の適用については、新商品

先物取引法第二百七十七条第四項中「商品先物取引業者は」とあるのは「商品先物取引業者又は特定会員（金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十六号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項に規定する特定会員をいう。以下同じ。）である金融商品取引業者は」と、「当該商品先物取引業者」とあるのは「当該商品先物取引業者又は特定会員である金融商品取引業者」と、「脱退した商品先物取引業者」とあるのは「脱退した商品先物取引業者又は特定会員である金融商品取引業者」と、「脱退した商品先物取引業者」とあるのは「次に掲げる業務」である金融商品取引業者」と、「次に掲げる業務及び改正法附則第四条第一項に規定する特定業務」と、新商品先物取引法第三百十三条第一項中「第三百条第一号及び第二号に掲げる業務」である金融商品取引業者とあるのは「第三百条第一号及び第二号に掲げる業務並びに改正法附則第四条第一号及び第二号に掲げる業務」と、同条第二項中「第三百条第一号及び第二号に掲げる業務」とあるのは「第三百条第一号及び第二号に掲げる業務」と、新商品先物取引法第三百十四条第一項中「商品先物取引業者」とあるのは「商品先物取引業者及び特定会員である金融商品取引業者」と、同条第二項中「通知商品先物取引業者」とあるのは「通知商品先物取引業者（金融商品取引法第七十九条の五十四に規定する通知金融商品又は特定会員である通知金融商品取引業者）と、同条第二項中「通知商品先物取引業者（金融商品取引法第七十九条の五十四に規定する通知金融商品

取引業者をいう。）」と、新商品先物取引法第三百五十五条第二項第一号中「第三百六条第一項の支払及び第三百八条第一項の返還資金融資」とあるのは「第二百六条第一項の支払、第三百八条第一項の返還資金融資、金融商品取引法第七十九条の五十六第一項の支払及び同法第七十九条の五十九第一項の返還資金融資」と、同項第二号及び同条第三項中「商品先物取引業者」とあるのは「商品先物取引業者及び特定会員である金融商品取引業者」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。